

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 米国ハワイ州

(名 称) プロスペクト・アセット・マネジメント・インク

(Prospect Asset Management, Inc.)

上記被審人に対する平成28年度(判)第49号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同中馬慎子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金329万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成29年8月16日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成29年6月15日

金融庁長官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、ハワイ州法に基づいて設立され、米国ハワイ州に本店を置く投資顧問会社であり、英国領ケイマン諸島籍のリミテッド・パートナーシップ形態のファンドである Shareholders' Consensus Fund L.P. (以下「SCF」という。)に出資された資産の運用を実質的に行っていたものであるが、被審人の運用担当者を務めていたAが、遅くとも平成27年9月24日頃までに、東京都港区海岸一丁目2番20号に本店を置き、広告代理業務等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場されている株式会社トライステージ(以下「トライステージ」という。)との、被審人が保有していたトライステージ株式の売買契約締結の交渉に関し、トライステージの業務執行を決定する機関が自己の株式の取得を実施することについての決定をした旨の重要事実を知りながら、法定の除外事由がないのに、当該重要事実公表前の同年9月25日から同年10月19日までの間、SCFに出資された資産の運用として、B社、C証券株式会社等を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、トライステージ株式合計3万6500株を買付価額合計7476万7600円で買い付け、もって、被審人の親会社などのSCFへの出資割合である66.6746パーセント相当については自己の計算において、それ以外については自己以外の者であるSCFへの出資者の計算において、同株式を買い付けたものである。

(別紙2)

2 法令の適用

法第175条第1項第2号、第3号イ、第10項第1号、第166条第1項第4号、第2項第1号ニ、第176条第2項、金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の21第1項第2号、第2項、第1条の23第1項第1号、第3号

3 課徴金の計算の基礎

別紙1に掲げる事実につき

(1) 当該違反行為に係る課徴金の額は、

- ① 法第175条第1項第2号の規定により、同法第166条第1項の規定に違反して自己の計算において同項に規定する有価証券の買付け等をした場合、(ア) 当該有価証券の買付け等について業務等に関する重要事実の公表がされた後二週間における最も高い価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額から、(イ) 当該有価証券の買付け等について当該有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額として計算される。

また、本件は、法第175条第10項第1号及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の23第1項第1号及び第3号の規定により、被審人がファンドの資産の運用として行った買付けのうち、被審人の親会社等の当該ファンドへの出資割合(66.6746%)について、被審人が自己の計算で買付け等を行ったものとみなして、課徴金を算出するものである。

{ (2,177円×36,500株) -

(1,851円×300株+1,854円×100株+1,855円×100株+1,856円×100株
+1,860円×100株+1,864円×100株+1,865円×100株+1,866円×300株
+1,870円×200株+1,877円×100株+1,878円×100株+1,880円×600株
+1,884円×100株+1,890円×300株+1,893円×200株+1,894円×400株
+1,895円×600株+1,896円×100株+1,898円×100株+1,902円×300株
+1,932円×100株+1,933円×100株+1,935円×100株+1,937円×100株
+1,938円×100株+1,957円×100株+1,961円×100株+1,969円×100株
+1,978円×100株+1,980円×100株+1,982円×100株+1,984円×100株
+1,985円×300株+2,005円×1,500株+2,020円×1,300株

$$\begin{aligned}
& +2,028 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,029 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,030 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,035 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\
& + 2,036 \text{ 円} \times 600 \text{ 株} + 2,037 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,038 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 2,039 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} \\
& + 2,040 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} + 2,047 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,048 \text{ 円} \times 1,100 \text{ 株} \\
& + 2,049 \text{ 円} \times 1,500 \text{ 株} + 2,050 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 2,051 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} \\
& + 2,052 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} + 2,053 \text{ 円} \times 1,200 \text{ 株} + 2,055 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\
& + 2,058 \text{ 円} \times 600 \text{ 株} + 2,059 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} + 2,060 \text{ 円} \times 900 \text{ 株} + 2,065 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\
& + 2,068 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} + 2,069 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} + 2,070 \text{ 円} \times 600 \text{ 株} + 2,071 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \\
& + 2,072 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 2,073 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,074 \text{ 円} \times 2,200 \text{ 株} \\
& + 2,075 \text{ 円} \times 1,900 \text{ 株} + 2,077 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 2,078 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\
& + 2,079 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} + 2,080 \text{ 円} \times 1,900 \text{ 株} + 2,082 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} \\
& + 2,084 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,086 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 2,087 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 2,088 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \\
& + 2,089 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,090 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,097 \text{ 円} \times 1,400 \text{ 株} \\
& + 2,100 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 2,120 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} + 2,137 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \\
& + 2,138 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 2,139 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,140 \text{ 円} \times 800 \text{ 株} + 2,143 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} \\
& + 2,150 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} + 2,160 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} + 2,162 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 2,165 \text{ 円} \times 700 \text{ 株} \\
& + 2,169 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} + 2,170 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,179 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,180 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \\
& + 2,185 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,187 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 2,191 \text{ 円} \times 200 \text{ 株}) \} \times 66.6746\% \\
& = 3,128,972.30 \text{ 円}
\end{aligned}$$

及び

② 法第175条第1項第3号イ及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の21第1項第2号及び第2項の規定により、(ア)運用対象財産の運用として当該売買が行われた月について当該売買をした者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額に(イ)3を乗じて得た額

のうち、(ウ)自己以外の者の計算による割合を乗じて得た額。

$$\begin{aligned}
& \text{(ア)} 165,678.942 \text{ 円} \times \text{(イ)} 3 \times \text{(ウ)} 33.3254\% \\
& = 165,639.51 \text{ 円}
\end{aligned}$$

の合計額 3,128,972.30 円 + 165,639.51 円
= 3,294,611.81 円となる。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、3,290,000 円。